

## 令和2年第6回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 2年11月27日（金）

午後 1時03分 開 会

午後 2時03分 閉 会

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 報告第 1号 専決処分について（令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号））

日程第 5 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 6 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 7 議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第10号）

議案第 2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 3号 令和2年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 5号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 令和2年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 7号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第5号）

議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### ○出席議員（16名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	6番	渡邊龍之君
7番	関藤龍也君	8番	寄谷猛男君
9番	佐々木和代君	10番	安樂良幸君
11番	本間保昭君	12番	田村勇君
13番	柴田文男君	14番	荒木文一君
15番	水口典一君	16番	東元勝己君

### ○欠席議員（0名）

### ○説明員

市長 前田 康吉 君  
教育長 山崎 猛 君  
総務部次長 堀之内 孝則 君  
保健福祉部長 和田 英昭 君  
建設部長 山崎 智弘 君  
市立病院事務部次長 堀 勝一 君  
教育部指導参事 廣瀬 一仁 君

副市長 千田 史朗 君  
総務部長 中島 純一 君  
市民生活部長 浦川 学央 君  
産業振興部長 鎌田 清孝 君  
市立病院事務部長 柳 圭史 君  
教育部長 田中 嘉樹 君

○本会議事務従事者

事務局長 竹谷 和徳 君  
書記 池田 茂喜 君

次長 深村 栄司 君  
書記 吉田 陽愛 君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和2年第6回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において水口議員、東元議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程の追加について

○議 長 ここで市長並びに教育長から行政報告の申出がございます。これを日程に追加したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、行政報告を日程に追加することに決定いたしました。

これより日程番号第3から日程番号第6までを1つずつ繰り下げ、行政報告を日程番号第3として日程に追加することといたします。

◎日程第3 行政報告

○議 長 日程第3、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 議長から発言の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

昨日市職員の新型コロナウイルス感染が確認されました。感染した職員であります。総務部総務課に勤務する40歳代の男性職員であり、11月22日に濃厚接触者としてPCR検査を受け、

翌日陰性の結果となりましたが、滝川保健所の指導に基づき12月6日まで出勤停止の措置を講じていたところ、11月25日に発熱し、昨日PCR検査を受け、陽性が判明したものであります。当該職員は、11月20日まで勤務しておりましたが、マスクを着用するなど感染防止対策を講じているとともに市民の皆様への来客対応は行っておりません。当該職員の濃厚接触者については現在保健所で調査中ではありますが、11月22日以降は他職員との接触がなかったこと、既に執務室や共用スペースの消毒作業を終えていることから、市庁舎における窓口業務をはじめとする全ての業務については通常どおり行っております。市民の皆様にはご心配をおかけいたしますが、引き続き全職員についてマスクの着用や手洗い、執務室の消毒などを徹底するほか、職員の家族の健康管理を含めて感染予防と拡大防止に一層努めてまいります。

なお、北海道の状況であります。本日までを新型コロナウイルス感染症の集中対策期間としていましたが、医療機関においては患者数の増加により病床が逼迫するなど極めて厳しい状況を踏まえて、今般の集中対策期間を2週間延長し、12月11日までの間、道内全域において対策を強化することが昨日決定されました。

この後滝川西高等学校における新型コロナウイルス感染陽性者の判明に伴う処置についても教育長からご報告申し上げます。

市民の皆様には新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性があることを改めてご認識いただき、一人一人がしっかりとした感染防止対策を徹底していただくほか、感染された方やそのご家族、関係者に対する偏見や誹謗中傷、心ない言動が起きることのないよう今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

以上、私からの口頭報告でございます。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長から発言の許可をいただきましたので、滝川西高等学校における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明による臨時休業、学年閉鎖措置について口頭で報告を申し上げます。

令和2年11月25日に滝川西高等学校の在校生1名が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明したことを受け、翌11月26日から当面の間、当該学年を臨時休業、学年閉鎖することといたしました。当該生徒については現在療養中と聞いており、学校内における濃厚接触者については現在保健所で調査中ではありますが、濃厚接触者とされた場合、PCR検査を受けていただくとともに一定の期間出席停止とすることとしております。

なお、消毒作業は言うまでもなく日頃より行っておりますが、改めて保健所の指導の下、学校内の消毒作業を終え、その他の学年につきましては通常どおり授業を行っております。教育委員会としましては、引き続き保健所の調査に協力するとともに、教職員を含め全生徒へのマスクの着用、手指消毒の徹底、家族を含めた健康観察のお願い等を徹底し、学校における新型コロナウイルス感染症の防止対策に努めてまいります。

以上、口頭による報告とさせていただきます。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入りますが、個人情報保護の観点から、質疑には十

分ご配慮願いますようお願い申し上げます。

それでは、質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 市内で感染が出たということで、今報告にはなかった部分で伺いたいのですが、生徒が学校現場へ戻ったときのいじめだとか、そういう環境、その対策を今のうちから考えておかなくてはいけないのです。職員についても子供がいらっしやると思いますので、学校に戻ったときそういういじめが発生しないような処置、手だて、そういったものを考えているか伺いたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ただいま西高等学校の件をご報告させていただきましたけれども、これは小中学校含めまして既に道教委等から通知が出ております。今ご質疑あったようなことは絶対起こしてはならないということです。加えて、市長からも宣言が出ております。その趣旨は各学校に徹底されておりますので、そういうことは起こらないというふうに確信しております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 感染者の件について、この場での報告はあったのですけれども、市民へのお知らせという点でホームページ上で公表したりするのか、その辺についてお伺いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市職員の件になりますけれども、今回の案件につきましては市庁舎の玄関にもその旨貼り紙をする予定をしておりますし、市ホームページにおいても公表するというところで考えております。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 その公表の仕方なのですけれども、今の市ホームページを拝見しますと市内でどうなっているのかというのが分かりにくい感じがします。3月あたりに発生した患者についての状況についてはあるのですけれども、今回の中央病院の状況とか、それについてはホームページ上からは、道のホームページに行かないと分からないような形になってはいますが、市民にとっては市内での感染状況は非常に関心があって、それを探すためにいろいろインターネットを使えば市で分かりやすく公表していないとデマとかに引っ張られる可能性があるのも、せっかく差別宣言を出していてもその効果が出ないのではないかなと思いますので、もう少し分かりやすいような状況でのホームページでの公表というのがお願いできないかなと思いましたが、その辺については何かお考えでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市内の感染状況ということでのご質疑でございますけれども、感染状況につきましては、議員も御存じのとおり北海道において公表されているものがございます。主に非公表ですとか、所在地もどこか不明という部分もありますので、そういった部分を含めて全てを滝川市で把握できないものについて公表するというにはなりません。ですから、事業所として、あるいは滝川市として公表すべき事項についてはこれまでも十分公表してきたつもりでもございますし、これから当然公表していくと。ただ、滝川市として公表すべきかどうか、あるいは事業所としてそれぞれ

が公表すべきものか、あるいは北海道として公表すべきものかという部分がございますので、それぞれの立場で公表していくというような形になってございますので、その点については十分ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号 専決処分について(令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第4号))

○議 長 日程第4、報告第1号 専決処分について(令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第4号))を議題といたします。

説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことに伴い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものです。

専決事項は、令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第4号)です。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を受けて行う発熱患者との空間分離を図るためのプレハブによる簡易診察室の整備、新型コロナウイルス感染症患者に対応するための医療機械等の整備に係る費用の補正です。

第1条は、総則です。

第2条は、令和2年度滝川市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正したいとするもので、医療機械等整備を2,499万7,000円増額し、補正後1億8,934万6,000円とするものです。

第3条は、予算第3条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。収益的収入ですが、第1款病院事業収益を1,841万3,000円増額し、補正後70億4,278万5,000円に、第2項医業外収益を1,841万3,000円増額し、補正後12億3,940万5,000円にするものです。収益的支出ですが、第1款病院事業費用を1,841万3,000円増額し、補正後74億9,516万5,000円に、第1項医業費用を1,841万3,000円増額し、補正後70億6,174万5,000円にするものです。

第4条は、予算第4条の表に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。資本的収入ですが、第1款資本的収入を2,499万7,000円増額し、補正後2億131万2,000円に、第5項補助金を新設し、2,499万7,000円を計上し、補正後2,499万7,000円とするものです。資本的支出ですが、第1款資本的支出を2,499万7,

000円増額し、補正後6億8,667万1,000円に、第1項建設改良費を2,499万7,000円増額し、補正後1億8,934万6,000円とするものです。

専決処分年月日は、令和2年11月4日でございます。

3ページから7ページまでは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

次に、8ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出から説明させていただきます。1款1項3目経費で1,841万3,000円の増額を行い、補正後9億4,081万1,000円とするものです。内訳といたしましては、プレハブによる簡易診察室の附属消耗備品費として323万4,000円、簡易診察室の賃借料として1,517万9,000円を増額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、1款2項2目補助金で1,841万3,000円の増額を行い、補正後3,096万4,000円とするものです。支出で申しあげました経費の増額に伴い、補助金を1,841万3,000円増額補正したいとするものです。

資本的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出についてですが、1款1項1目設備費で2,499万7,000円の増額を行い、補正後1億8,934万6,000円とするものです。内訳といたしましては、簡易陰圧装置、人工呼吸器、リアルタイムPCR装置の整備のため、備品購入費を2,499万7,000円増額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、1款5項1目として補助金を新設し、2,499万7,000円を計上し、補正後2,499万7,000円とするものです。支出で申しあげました設備費の増額に伴い、補助金2,499万7,000円を計上したいとするものです。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 まず、冒頭こういう形で新しい設置の決断をいただいたことはよかったなというふうに思います。

先般の新型コロナウイルス感染症等対策特別委員会にて質疑をさせていただきましたが、そこではっきりした回答ができない状況だということを認識した上で今日改めてその部分について質疑させていただきます。質疑の趣旨ですけれども、患者さんというか、市民というか、症状を発症したような方々がとにかく様々な医療機関とかも含めてたらい回しにされるようなことがないように、市中感染を拡大することがないようにどうしたらいいかということでのそういう観点で伺っております。先日の特別委員会でも申しあげましたとおり、基本的に厚生労働省が示したそういう発症を疑う方については、かかりつけ医というか、決まった診療機関がある場合はそこにまず相談をして、初動として対応する。受けた医院といたしますか、そこについてはそこでいろんな判断をした上で検査が必要だというふうになれば検査可能機関へ紹介をするというのが厚生労働省のフローです。数

日前に滝川市医師会からかかりつけ医から検査可能医療機関を通すことはなく保健所に相談をしてほしいというような文書が流れたものですから、正直申し上げてもともと保健所の負担軽減をするためにかかりつけ医でいろんなことを情報収集を聞き取りをしてくれというのが厚生労働省の狙いですから、こういうことを実施するということになれば恐らく全国的にも希有な事例だというふうには私は思います。市内の医療機関も混乱をしております。ここで伺いたいのは、冒頭質疑の趣旨で申し上げましたように、どうすればいいのだろうか。どうすればスムーズにいろんなことが進み、保健所も負担が軽減され、市立病院も医療崩壊しないということがどうしたらいいのかということがよく分かりませんので、ご依頼をしていたかどうかという流れになるのはいかがでしょうかということをお伺いするものです。

それから、それと付随し、今申し上げましたとおり市立病院の新たな新設外来が本当に混乱して崩壊するというか、大量に押し寄せるようなことがあると、もうこれはパンクしますので、事前に伺いたいのですが、その新設外来の1日当たりの診察とか、あるいは検査可能とかということでもちでもいいのですけれども、基本的には1日何人がキャパシティーなのかというのを伺っておきます。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいまの荒木議員の質疑に答弁したいと思います。

まず、1つ目の医師会のファックスで保健所に連絡することによって混乱を来すのではないかということについてですが、ファックスの内容につきまして会議が終わってから確認いたしました。内容についても医師会について確認したところ、発熱患者の検査が滝川市立病院に集中し過ぎないようにということで市内の医療機関に呼びかけたものということでございます。議員がおっしゃるように、国や北海道の案内ではインフルエンザの流行、新型コロナウイルスの流行に備えて発熱等が見られた場合はまずかかりつけ医に電話で相談と。かかりつけ医がない場合は北海道の健康相談センターに電話相談してくださいと。さらに、そこで対応できない場合は診療可能、あるいは検査可能な医療機関を紹介する仕組みということになっておりますが、滝川市内におきましては滝川市立病院のほうに集中する可能性が高いということで、保健所において采配をしてもらうために保健所のほうに連絡するようということで医師会としてご案内されたということでございます。その内容につきましては保健所のほうにも確認いたしました。これまでも新型コロナウイルスに関しては保健所に相談し、保健所が検査等の案内をしております。医師会の文書のとおり、保健所でコロナにつきましては引き続き対応することは構わないということでお返事もいただきまして、医師会のほうも保健所のほうもそういう理解でございますので、混乱せずに運用できるのかなというふうに思っております。

なお、かかりつけ医の相談に関して国の目安が示されておりまして、発熱などの風邪症状が見られるときは、まず学校や会社を休んで外出を控えていただくと。症状が4日以上続く場合にはかかりつけ医などにご相談いただく。また、呼吸器疾患をお持ちの方や65歳以上の方で重症化しやすい方、強いだるさとか息苦しき、高熱など強い症状がある方についてもご相談いただくことということにされておりますので、そのようなことも案内しながら対応していきたいと思っております。

それと、もう一つ、プレハブの設置によって発熱等の患者をどれぐらい診察できるのかとキャパシティーのご質疑ですが、プレハブ内につきましては4つの個室を設けております。また、身体的な問題などでプレハブをご利用できない方については救急外来の診察室も使用いたしますが、ただ現状の病院スタッフ体制ではあまり多くの担当者は充てられないという現状にございます。そのような中で、患者一人一人に対して医療スタッフにつきましては防護具の着脱が必要でございます。それと、個室や診察室の消毒、あと問診をやった後に検温、血圧、酸素飽和度の測定、あと医師の判断に基づいて状況によっては血液検査や画像撮影、検体採取ということを行って、そして待機いただいて検査結果を得てから診療、調剤処方という形になるので、患者1人につき1時間半程度実は要する場合が多いということでございます。したがって、そう多くの方は診察できないのかなと思ってございます。プレハブの運用により発熱患者との空間分離が徹底できるということのメリットのほうが大きいかなと思ってございます。人数につきましては、ケース・バイ・ケースでその日増減すると思いますので、そう多くの方はご利用できないので、数値については具体的には申し上げられないのですが、また発熱患者数の状況によっては自家用車で来られた方は車で待っていただいたり、あるいは検査結果をご帰宅いただいてからお伝えするようなことにもしなければならないこともあるのかなというふうに考えておまして、既に先ほど申し上げましたとおり、あらかじめかかりつけ医のほうに電話相談するということでご案内していますので、議員の皆さんにも周知のご協力についてはお願いしたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 分かりました。流れが分かったのですが、1つだけ懸念を申し上げて、検討していただきたいということがあるので、答弁をいただくのですけれども、仮にかかりつけ医がある患者さんがかかりつけ医に相談して、いつから発熱しているとか、せきが出ているとか、いろんな症状を説明する。それを聞き取りする。そこで情報が一つ生まれるのですけれども、そこから保健所に回す。保健所でも同じことを聞かれ、同じような内容を話さなければいけない。そこから采配を振り分けられた、仮に滝川市立病院としましょう。市立病院でもまた同じことを聞かれるということがないように、もう走り出した後でも結構ですので、もしそういうような事例が発症すれば、これは本当に市立病院にお願いすることなのかどうかというのは非常に迷うのですけれども、何とか連携をして情報を共有できるような、患者さんに負担を与えないような形に走りながらでもしていただく検討をお約束いただきたいというふうに思うのですが。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいまの再質疑についてでございますが、保健所にも今回のファックスの内容については確認させていただいております。こういうことで議会の特別委員会のほうでお話もあったということも伝えております。今荒木議員おっしゃっていた患者の負担にならないような情報の共有というのは保健所のほうにも説明して、ご協力いただくようお願いしていきたいと思っておりますので、ご理解いただけると幸いです。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
お諮りいたします。本件は、承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第5 報告第2号 専決処分について(損害賠償額の決定)

- 議 長 日程第5、報告第2号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。  
説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第2号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告させていただきます。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は、令和2年9月9日午前零時40分頃。事故発生場所は、滝川市江部乙町1372番1地先でございます。相手方につきましては、記載のとおりでございます。損害賠償額は12万2,122円で、全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の保険が適用され、全額補填となります。事故の原因につきましては、丸加山牧野用務のため公用車両で市道東15丁目通り線を東に向かって走行中、市道東1線との交差点を通過する際、一時停止の標識を見落として市道東1線から交差点に進入した相手方車両、こちらの側面部に公用車両前面部が衝突し、損害を与えたものでございます。専決処分年月日は、令和2年11月4日です。

以上、報告とさせていただきますが、今回の事故につきまして市民の皆様には深くおわび申し上げますとともに、今後につきましてはより一層安全運転の徹底に努める所存でございます。大変申し訳ございませんでした。

大変失礼いたしました。事故発生日時ですけれども、令和2年9月9日の午後零時40分頃の誤りであります。訂正いたします。

- 議 長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第6、報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。  
説明を求めます。建設部長。

○建設部長 報告第3号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。事故発生日時は令和2年11月5日午後4時頃で、場所は滝川市緑町6丁目74番45地先の市道交差点でございます。相手方は、記載のとおりでございます。損害賠償額は、車両の修理費7万4,900円でございます。なお、この賠償額につきましては市が加入する全国市有物件災害共済会の自動車損害共済により全額補填となります。事故の原因につきましては、市道の維持用務のため公用車両で走行中、双方一時停止の標識がない交差点に進入した際、左側の道路から交差点に進入した相手方車両の側面部に公用車の前面部が衝突し、損害を与えたものでございます。専決処分年月日は、令和2年11月17日でございます。

以上、報告とさせていただきますが、車両の運行につきましては日頃から安全運転を心がけるよう注意喚起を行ってきたところでございますが、このような事故で多大なご迷惑をおかけいたしましたことを相手方並びに市民の皆様へ深くおわび申し上げます。今後におきましては、運転業務に従事する職員に対し、より一層の安全運転の徹底と事故防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第10号）

議案第2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第3号 令和2年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第6号 令和2年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第7号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第5号）

議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員

の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第10号）、議案第2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第3号 令和2年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 令和2年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第7号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第5号）、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、後ほどご説明申し上げます議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例により、特別職及び一般職の職員の給与等の減額が主な内容となっております。

1 ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ912万8,000円を減額し、予算の総額を280億1,967万6,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページから3 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款1 項1 目議会費、補正額32万4,000円の減額につきましては、議会の運営に要する経費の補正でございます。特別職及び一般職の職員の給与等の改定に基づき、本年12月の議員期末手当の減額を行いたいとするものでございます。

4 款1 項5 目他会計繰出金、補正額58万1,000円の減額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。同様に本年12月の期末手当の減額に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び病院事業会計繰出金の減額を行いたいとするものでございます。

8 款4 項2 目土地区画整理費、補正額2万円の減額につきましては、土地区画整理事業特別会計繰出金の補正でございます。これも同様に期末手当の減額に伴う土地区画整理事業特別会計繰出金の減額をしたいとするものでございます。

9 款1 項1 目消防費、補正額129万1,000円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。これも同様に期末手当の減額に伴う滝川地区広域消防事務組合負担金の減額を行いたいとするものでございます。

13 款1 項1 目職員費、補正額691万2,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。これも同様に本年12月の期末手当の減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で912万8,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。21款2項1目基金繰入金912万8,000円の減は、特別職及び一般職の職員の給与等の改定に基づき、給与減額分の財政措置を財政調整基金繰入金で行いたいとするものでございます。

以上、歳入合計で912万8,000円の減額となったところでございます。

以上申し上げますと議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 続きまして、議案第2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案第1号でご説明のありました提案理由と同様に、令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の期末手当を減額するものです。

議案1ページになります。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ9万7,000円を減額し、予算の総額を45億2,773万9,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

補正の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。4款1項1目一般会計繰入金9万7,000円の減、一般職の職員の給与等の改定に基づきまして期末手当等の減額分の財源措置を一般会計繰入金で行いたいとするものでございます。

次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費9万7,000円の減額につきましては、給与等に関する経費の補正で、一般職の職員の給与等の改定に基づき、本年12月の期末手当等の減額を行いたいとするものでございます。

10ページ、11ページには給与費明細書がありますので、お目通しをお願いいたします。

以上申し上げますと議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第3号 令和2年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、議案第1号と同様でございます。本年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、当該特別会計に属する職員の期末手当等の減額補正をしたいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5万8,000円を減額し、予算の総額を5億2,117万2,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございま

す。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目市営住宅管理費、補正額5万8,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給与の改定等に伴い、本年12月期の期末手当等の減額を行いたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目住宅使用料5万8,000円の減額でございますが、歳出の減額補正額を現年度分の住宅使用料で調整したいとするものでございます。

以上、議案第3号 令和2年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 続きまして、議案第4号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正は、議案第1号で説明がありました提案理由と同様で、令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の期末手当の減額補正を行いたいとするものです。

1ページを御覧ください。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出の総額からそれぞれ40万3,000円を減額し、同勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億5,750万6,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページにつきましては第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しを願います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出から説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額11万4,000円の減、1款2項1目賦課徴収費、補正額3万7,000円の減、3款1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、補正額11万3,000円の減、3款2項1目包括的支援事業費・任意事業費、補正額13万9,000円の減額につきましては、いずれも給与等に要する経費において本年12月の期末手当の減額を行いたいとするものです。

以上、歳出合計で40万3,000円の減額となったところで。

続きまして、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者介護保険料6万1,000円の減、2款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2万8,000円の減、同じく3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）5万3,000円の減、3款2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1万4,000円の減、同じく2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）2万6,000円の減、4款1項2目地域支援事業交付金3万円の減、6款1項1目一般会計繰入金19万1,000円の減につきましては、それぞれ歳出の減額に伴う負担割合等に応じた

減額によるもので、6ページ、7ページをお開き願います。歳入合計で40万3,000円の減額となったところです。

なお、12ページ、13ページは給与費明細書ですので、お目通しを願います。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第5号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、議案第1号と同様でございます。本年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、当該特別会計に属する職員の期末手当等を減額補正したいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2万円を減額し、予算の総額を5,531万円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理事業費、補正額2万円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給与の改定等に伴い、本年12月期の期末手当等の減額を行いたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目他会計繰入金2万円の減額でございますが、一般会計からの繰入金の減額でございます。

以上、議案第5号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和2年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、議案第1号と同様でございます。本年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、当該事業会計に属する職員の期末手当等を減額補正したいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的支出の予算額を次のとおり補正したいとするものです。収益的支出ですが、第1款公共下水道事業費を5万2,000円減額し、補正後12億5,624万円に、第1項営業費用を5万2,000円減額し、11億1,545万2,000円とするものです。

第3条は、予算第9条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費2,696万8,000円を2,691万6,000円に改めるものでございます。

補正の内容につきましては補正予算明細書によりご説明申し上げますので、8ページをお開きください。1款1項1目管渠費で5万2,000円の減額を行い、補正後6,916万4,000円とするものです。内訳といたしましては、手当で4万4,000円、法定福利費で8,000円を

それぞれ減額補正したいとするものでございます。

なお、2ページから7ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第6号 令和2年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第7号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第1号で説明がありました提案理由と同様で、令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、病院事業会計に属する職員の給与等の減額を行うための補正でございます。

1ページをお開きください。第1条は、総則です。

第2条では、令和2年度滝川市病院事業会計予算第3条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。収益的収入ですが、第1款病院事業収益を29万3,000円減額し、補正後70億4,249万2,000円に、第3項高等看護学院収益を29万3,000円減額し、補正後1億512万4,000円とするものです。収益的支出ですが、第1款病院事業費用を959万2,000円減額し、補正後74億8,557万3,000円に、第1項医業費用を929万9,000円減額し、補正後70億5,244万6,000円に、第3項高等看護学院費用を29万3,000円減額し、補正後1億512万4,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正したいとするものです。第1号、職員給与費を959万2,000円減額し、補正後40億4,784万7,000円とするものです。

2ページから7ページまでは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

8ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項につきましては先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。

支出から説明させていただきます。1款1項1目給与費では929万9,000円の減額で、補正後39億8,000万8,000円とするものです。内訳といたしましては、手当で585万1,000円を、賞与引当金繰入額で200万4,000円を、法定福利費で110万3,000円を、法定福利費引当金繰入額で34万1,000円をそれぞれ減額補正したいとするものです。

1款3項1目給与費では29万3,000円の減額で、補正後9,028万6,000円とするものです。内訳といたしましては、手当で18万3,000円を、賞与引当金繰入額で6万2,000円を、法定福利費で3万6,000円を、法定福利費引当金繰入額で1万2,000円をそれぞれ減額したいとするものです。

収入ですが、1款3項1目学院収益で補正額29万3,000円の減額で、補正後1億512万4,000円とするものです。支出で申しあげました学院給与費の減額に伴い、一般会計負担金を29万3,000円減額補正したいとするものです。

以上で議案第7号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨ですが、令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員等の期末手当の改定の改正を行うこととするものであります。人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定につきましては、今臨時国会での法案成立を受け、本市におきましても従来までの国公準拠の考え方を基本に国家公務員の給与改定に準じた改正を行いたいとするものであります。なお、本件につきましては、既に市職員労働組合と合意に至っているところであります。

議案第8号参考資料の新旧対照表1ページを御覧ください。初めに、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係及び第2条関係についてですが、第1条関係につきましては期末手当の支給割合について国公準拠とするため、今年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げる改正であります。第2条関係につきましては、第1条と同様に国公準拠とするため、第1条によって引き下げました期末手当の支給割合を令和3年度以降の6月期及び12月期に均等に割り振るための改正であります。

次に、1ページ下段から3ページの上段にかけて滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、第3条関係及び第4条関係についてですが、会計年度任用職員の期末手当に係る支給割合の上限の割合は一般職の職員の給与に関する条例の期末手当の割合を準用することとしていることに伴い、さきにご説明いたしました第1条及び第2条と同様の改正を行うこととするものであります。

最後に、附則ですが、施行期日は公布の日から施行するものとし、ただし、第2条及び第4条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行するものであります。

末尾の議案参考資料についてもお目通しをお願いいたします。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号から第8号までの8件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第8号までの8件はいずれも可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第6回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時03分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員